

令和3年 第6回 琴浦町教育委員会 定例会 日程

と き：令和3年5月27日（木）10:00

ところ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名
(森田委員、高力委員)

3 教育長報告

4 各課報告

5 議 事

議案第34号 琴浦町人権尊重の社会づくり審議会規則の制定について

議案第35号 琴浦町あらゆる差別をなくする施策推進プロジェクトチーム
設置要綱の廃止について

議案第36号 令和3年度（6月定例議会）補正予算要求について

6 報告事項

報告第3号 専決処分（琴浦町会計年度任用職員の任用について）

7 協議事項

令和2年度琴浦町教育委員会評価（行政評価）について

8 その他

9 閉 会

次回定例会：令和3年6月 日（ ） 時 分～

議案第34号

琴浦町人権尊重の社会づくり審議会規則の制定について

別紙のとおり、琴浦町人権尊重の社会づくり審議会規則を新たに制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和3年5月27日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

令和3年琴浦町規則第 号

琴浦町人権尊重の社会づくり審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、琴浦町人権尊重の社会づくり条例(令和3年琴浦町条例第5号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、琴浦町人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 審議会は、本町の人権に関する事項を審議するほか、町長の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりについて答申するものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後、最初に開催される審議会の会議は、町長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認める場合は、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(琴浦町あらゆる差別をなくする審議会規則の廃止)

2 琴浦町あらゆる差別をなくする審議会規則(平成16年琴浦町規則第86号)は、廃止する。

議案第 35 号

琴浦町あらゆる差別をなくする施策推進プロジェクトチーム設置
要綱の廃止について

別紙のとおり、琴浦町あらゆる差別をなくする施策推進プロジェクトチーム設置要綱を廃止することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 5 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和3年琴浦町教育委員会訓令第 号

琴浦町あらゆる差別をなくする施策推進プロジェクトチーム設置要綱を
廃止する訓令

琴浦町あらゆる差別をなくする施策推進プロジェクトチーム設置要綱(平成
19年琴浦町教育委員会訓令第2号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和3年5月27日から施行する。

議案第 36 号

令和 3 年度（6 月定例議会）補正予算要求について

令和 3 年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の見解を求める

令和 3 年 5 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

■令和3年度 歳出予算要求【補正第3号】

教育総務課

款	項	目	事業
9 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	一般経常経費(配分外)
補正要求額	△3,744 千円		
14 工事請負費		△3,744 千円	八橋小学校屋上防水改修工事
補正要求額	924 千円		
14 工事請負費		924 千円	八橋小学校特別校舎トイレ洋式化工事

合計要求額 △2,820 千円

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業

- 地元産材を活用したぬくもりある学校図書館充実事業 11,055千円
- コロナからの復興エール！文化芸術活動再開応援事業 500千円

目的

図書館家具を新調して、図書館機能の充実を図ることと、地元産材を活用し、「地産地消」に貢献することで、地域の活性化に繋げる。

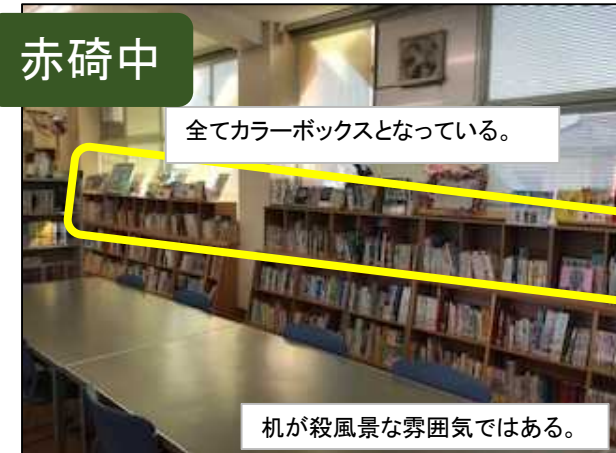
詳細内容

学校	内容	数量	単価	計
赤碕中	回転書架4列7段【杉材】	1	217,100	217,100
	片面直立1連4段【杉材】	4	131,900	527,600
	閲覧用テーブル【天板：桧無垢材 脚：桧材】	8	187,000	1,496,000
	片面直立1連2段【杉材】	11	69,600	765,600
	両面直立1連4段【杉材】	4	193,900	775,600
八橋小	片面直立1連4段【杉材】	2	131,900	263,800
浦安小	片面直立1連4段【杉材】	13	131,900	1,714,700
	児童用椅子【桧材 座面レザー貼り】	32	47,500	1,520,000
聖郷小	片面直立1連4段【杉材】	4	131,900	527,600
赤碕小	片面直立1連4段【杉材】	12	131,900	1,582,800
船上小	片面直立1連4段【杉材】	4	131,900	527,600
	搬入設置費用	7	12,000	84,000
	既存書架解体費【赤碕中】	1	47,000	47,000
	消費税			1,004,940
総合計				11,054,340

学校図書館の状況

- ほとんどの学校において、本棚の代用品としてカラーボックスやスチールラックが使用されているが、本の重量に耐えきれず安定性に欠けており、ぐらつきがある。
- 浦安小の椅子については、老朽化により、椅子の縁がめくれており、座りづらくなっている。

赤碕中



八橋小



浦安小



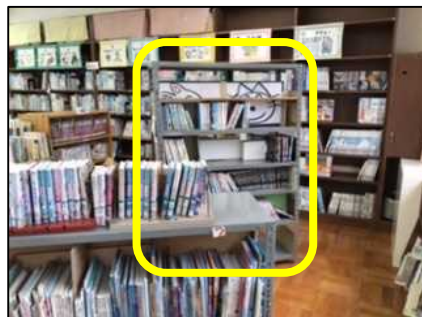
聖郷小



船上小



赤碕小



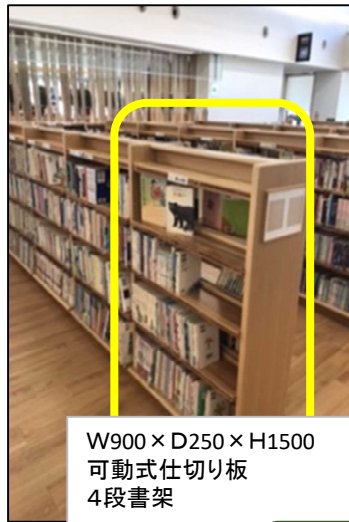
書架等整備イメージ

回転書架



司書コメント
この形の書架は文庫本が上手に収納でき、本を探しやすくなるため、ものすごく欲しかった。

県産材使用本棚イメージ(参考:智頭図書館)

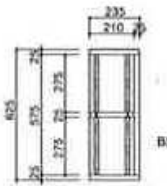


W900 × D250 × H1500
可動式仕切り板
4段書架



司書コメント
本棚上部に本を展示できるように本棚にしてもらいたい。
色々な大きさに対応できるように、高さ調節可動式の仕切り板がよい。

W900 × D250 × H650
可動式仕切り板
2段書架



直立1連2段

書架については県中部産の杉材を使用

司書コメント
本棚下段は少し上向きに角度をつけ手探しやすいようにしてもらいたい。

直立1連4段

テーブル、椅子については県産の桧材を使用

木の温もりもやっぱり人気があります。さまざまな場所でご利用いただけます。

(大) は中・高校、一般 (小) は小学校向きです。

<p>■型番: W380×D410×H690 (SH430) ■材質: アラカ桧</p>	<p>■型番: W435×D450×H735 (SH430) ■材質: アラカ桧</p>	<p>■型番: W460×D480×H750 (SH430) ■材質: アラカ桧</p>
--	--	--

※ ご注意: 表示価格は税別価格です。ご注文、お見積りの際は必ず消費税を加算してください。



10

コロナからの復興エール！文化芸術活動再開応援事業 事業費 500千円 社会教育課

【背景】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による活動者の活動自粛や町民が文化芸術に触れる機会の喪失
 - 琴浦町の文化芸術振興、ならびに文化芸術団体の衰退が懸念される
 - ※文化芸術は心の豊かさ、国民生活及び活力ある社会の実現に必要

【事業目的・内容】

- 新型コロナウイルス感染症における文化芸術活動自粛による鬱積ムード払拭。
- 活動者の活動再開に向けた新しい活動環境の整備（**活動継続支援**）
 - 今の練習会場以上の広い会場を整備することで、3密等の対策を行う
- 芸能祭、合唱フェスティバル開催支援（**発表活動支援**）

【方法】

- 3密対策を講じるための新しい活動環境として生涯学習センターと分庁舎の提供
 - ・活動者が生涯学習センターと分庁舎で活動する場合の減免

【期待される効果】

- 文化芸術団体の活動再開の促進

【事業費】 500千円

（会場利用料減免による歳入の補填）

- 練習会場提供支援 409千円
- 発表活動支援 91千円



報告第3号

専決処分（琴浦町会計年度任用職員の任用について）

琴浦町会計年度任用職員の任用について、琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分としたので、同条第2項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求める。

令和3年5月27日 報 告

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

琴浦町会計年度任用職員の任用について

所 属	職 名	氏 名	就業場所等	任用年月日
社会教育課	公民館長	浅田 <small>きよなり</small> 清成	成美地区公民館	令和3年4月21日
社会教育課	公民館長	永田 <small>あきひさ</small> 彰寿	安田地区公民館	令和3年5月1日